

才九条

才十条

才十一条

才十二条

議員統制委員会は帝國議會の会期中党部各議員の職務を
するに於て、議員の直接に属する議員の職務を
議員統制委員会は中央執行委員會、常任中央執行委員會の主任委員
書記長及び各党部各議員の職務を以て組織す。
党本部各議員の職務は、議員統制委員会の統制に属する。議員は、
府県會議員に關しては各府県聯合會の規約に於て、市町村會議員に關しては
市町村支部の規約に於て本部の規約に於て之を定めしむるを以て其の
定を設くべし。

第三章 支部役員

才十三条

才十四条

才十五条

才十六条

才十七条

才十八条

党本部に在る役員を、
一 中央執行委員長 二 常任中央執行委員長 三 書記長 四 書記次長
中央執行委員會の代行者にして、党務を統轄し中央執行委員長を
中央執行委員長を兼ね、
書記長は中央執行委員長を補佐し、黨の政務を處理す。
書記は、中央執行委員長、書記長を補佐し、常時黨の事務を處理す。
書記は、書記長及び書記次長の統制の下に一般党務を處理するに各
主任部員として各部の事務を處理す。
役員任期は一年とす、但し再選を妨げず。

第四章 組織

第一節 支部

才十九条

才二十条

才二十一条

才二十二条

才二十三条

才二十四条

才二十五条

支部は、市町村を区域とし、黨員三十名以上を以て組織す
ものとす、但し必要ある場合には常任中央執行委員會の承認
を経て適宜之を組織することを得。
支部を新たに設置する場合は、黨員の名簿、役員住所氏名
及び支部規約に本部費一ヶ年分を添え聯合會を経て、又は
聯合會なき地区は、直接に本部に提出して、常任中央執行委員
會の承認を得ることを要す。
支部規約は、黨の支部規約準則に據るを要す。

第二節 支部聯合會

一府県内に、二以上の支部ある場合は、支部聯合會を組織す
るものとす。
支部聯合會の規約は支部聯合會準則によるを要す。

第五章 黨費及會計

黨費は、黨員一名につき、月額五拾五とせ。党本部財務部に
納入するものとす。

聯合會費及支部費は当該聯合會及び支部にて決定し常任中央
執行委員會の承認を受けるを要す。